

湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等（以下「公的研究費」という。）について、湊川短期大学（以下「本学」という。）における研究費の管理・監査事務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(最高管理責任者)

- 第2条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。
- 2 最高責任管理者は不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともにそれらを実施するために必要な措置を講じるとともに統括責任者、コンプライアンス責任者が責任を持って公的研究費の運営管理ができるように適切にリードしなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

- 第3条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。
- 2 統括管理責任者は不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を最高責任者に報告する。また、コンプライアンス責任者が活動しやすいように環境を整える。
 - 3 統括管理責任者は、事務局長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第4条 機関内の公的研究費の運営・管理に実質的な責任と権限を持つ者である。
- 2 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示の下、以下の業務を遂行する。
 - (1) コンプライアンス推進のための対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るために公的研究費の運営・管理にかかわる全ての教職員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 教職員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

- 3 コンプライアンス推進責任者は短大事務室長を充てる。

(公的研究費の執行と不正防止計画の推進)

- 第5条 公的研究費を管理・執行する部署として公的資金であることを認識し、不正防止計画を踏まえ、適正な執行を行う。最高管理責任者は、公的研究費の執行に当たって、公的資金によるものであることを教職員個々に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう不正防止計画を踏まえ、適正な執行を行う。
- 2 不正防止計画の推進係としては予算執行に関する前年度のモニタリングの結果、不正や不正に関するリスクが顕在化した事例がある場合または、公的機関の発表する不正の事例で同様の不正が発生する可能性がある場合は不正防止計画の見直しを行うものとする。
 - 3 公的研究費の経理処理と不正防止計画の推進及び見直しは、短大事務室が行う。

(検収業務等)

- 第6条 公的研究費の適正な執行を図るため、公的研究費による購入物品に関して検収責任者を置き、納品を検収するものとする。
- 2 検収責任者は、納品書と現物を照合の上、納品書に所定の検収印を押印する。
 - 3 不正な取引に関与した業者は、本学との取引を停止する。
 - 4 検収責任者は、事務局長が任命する。

(相談窓口)

- 第7条 公的研究費に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な執行を図るため、相談を受け付ける窓口を短大事務室に設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。

(通報窓口)

- 第8条 本学での公的研究費の使用・管理に係る不正に関し、学内外からの通報を受け取る窓口を法人本部総務部に置く。

(モニタリング及び監査体制)

- 第9条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な管理のため、モニタリング及び監査体制を整備する。
- 2 公的研究費における充実強化を図るため、内部監査を行う。
 - 3 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすため、発注・検収・支払いの現場における現状を確認すると共に、帳票類の監査、機器備品の現物実

査、謝金等の使途確認及び研究の遂行状況について、効率的・効果的かつ多角的な観点から監査を行う。

- 4 内部監査は、事務局長及び総務部長が行う。
- 5 内部監査の実施結果について、最高管理責任者に報告する。

(誓約書)

第10条 公的研究費の管理・執行に関わる全ての教職員に対し、誓約書(様式1)の提出を求める。

2 取引業者においては、昨年度の公的研究費の取引実績が同じ教職員に対して総額100万円以上もしくは取引件数が20件を超える取引業者の中から本学におけるリスク要因、実効性を考慮した上で誓約書(様式2)の提出を求める。不正な取引に関与した業者については最高責任者より取引停止等の処分方針を適宜決定する。

(運営・管理の見直し)

第11条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成27年4月1日より適用する

附則 この規程は平成28年4月1日より適用する

(様式1)

誓約書

湊川短期大学長 殿

私は、湊川短期大学の教職員として、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

1. 大学の管理する公的研究費等が国民の税金等で賄われていることを強く認識し、研究活動及び公的研究費の管理・執行において一切の不正行為を行わないこと。
2. 公的研究費の管理・執行に当たり、法令、当該公的資金の配分機関の定める各種要項及び本学が定める規則等を遵守するとともに、これに反して不正を行った場合は公的資金の配分機関や本学の処分（懲戒処分や研究費の返還等）及び法的な責任（刑事告発等を負担すること。
3. 関係法令及び使用ルール等に関する知識の習得や事務手続きの理解に努めること。
4. 教職員間で協力して研究活動及び公的研究費の不正使用を未然に防止するように努めること。また、研究活動及び公的研究費の不正使用を発見した場合は届出ること。
5. 公的研究費の管理・執行に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことがないように行動すること。

平成 年 月 日

(所属) _____

(氏名) _____ (自署)

以上

(様式2)

誓約書

湊川短期大学長 殿

当社（当法人）は、公的研究費の不正行為等の防止に当たり、以下の事項を遵守することを誓います。

記

1. 当社（当法人）は、湊川短期大学との取引において、法令及び貴学が定める規則等を遵守し、不正行為を行わないこと。
2. 貴学が公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧等要請があればこれに協力すること。
3. 当社（当法人）の不正行為明らかになった場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議の申し立てをおこなわないこと。
4. 当社（当法人）は公的研究費等の不正使用に関して不正の事実を知った場合は、通報窓口に通報すること。

平成 年 月 日

(住所) _____

(会社名) _____

(役職・氏名) _____ 会社印

以上